

「ヒトES細胞の樹立及び分配に関する指針 第24条第3項第8号

(インフォームド・コンセントの説明)

八 ヒトES細胞から生殖細胞を作成する可能性がある場合には、その旨及び当該生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。」

に関する論点

- ① 「ヒトES細胞から作成した生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。」という指針が示している前提条件でカバーできるため、明記しなくてよいのではないか。
- ② 上記のとおり、「当該生殖細胞を用いてヒト胚を作成しないこと。」という限定をつけるべきではないか。
- ③ 胚の作成が認められるようになった場合に、使えるような道を残せないか。

---

(委員の意見)

○インフォームド・コンセントの取り方まで指針で規定するのか。指針の範囲の中でフリーハンドをあたえるのか。

○第24条第3項第15号 その他必要な事項で、将来のこと、その対応を含んでもよいのではないか。

○臨床では、指針に書いてあること以上のことはいえない。将来の胚の作成の可能性についてのインフォームド・コンセントはとれない。

○明記すべきであり、検討がなされていて将来変更の可能性のあることについても伝えることは必要な事項である。

○これは当面の指針であり、永遠にそれが続くというような前提ではおかしい。指針の自由度をあげるために、明記しなくてよい。

○十分な説明という点では、説明事項として書いておく方がよい。

社会の状況の変化については、その都度対応せざるを得ない。今後、生命倫理専門調査会でインフォームド・コンセント自体の在り方について議論を続けていくということについて賛成である。

○今後の変化の可能性について、インフォームド・コンセントの及ぶ範囲についての議論が必要である。

○見直しの可能性があることになっていて、これほど明確に作成しないことで同意をとってしまっているのかと疑問を持つ。

○指針に書いてあるからインフォームド・コンセントの項目からなくていいということではなく、説明事項は明記しておくほうが良い。

○インフォームド・コンセントをとる人がとりやすく、とられる側の患者さんに理解されやすく、ということが必要である。